

北東アジア地域自治体等の環境保全に関する情報交流

2006 年遼寧省における環境状況と対策

一、環境状況

2006 年、遼寧省の都市における環境大気質は、やや改善された。集中型生活飲用水源地の水質は良好で、ダムの水質も、ほぼ安定していた。遼河を除く他の 5 つの主要な河川の水質は改善され、沿岸海域の機能区における水質の基準達成率も上昇し、環境騒音も規制の効果があった。

(一) 都市の環境大気質

大連、丹東、營口、盤錦、鉄嶺ならびに朝陽の 6 都市における大気質は、国の 2 級基準に達し、瀋陽、鞍山、撫順、本溪、錦州、阜新、遼陽ならびに葫蘆島の 8 都市では、3 級基準に達した。大気汚染指数で評価すると、省全体における都市の環境大気質は、改善傾向が持続している。

(二) 水質環境

省全体の 6 つの主要河川において、鴨緑江の水質が「優」で、すべてのブロックにおいて、11 類の水質基準に達していた。遼河、渾河、太子河、大遼河ならびに大凌河の都市ブロックにおける水質汚染は深刻であった。36 の本流断面において 61.1% 断面が、劣 5 類となり、主要な汚染指数はアンモニア態窒素と COD であり、それぞれ、55.6% と 30.6% の断面が 5 類の水質基準を超えた。

6 つの主要河川の 49 の支流において、その 69.4% にあたる 34 の支流が劣 5 類の水質となった。

(三) 沿岸海域の水質

省全体における沿岸海域の水質は、「優良」が主で、一類と二類の海水水域の面積が、モニタリングの総面積の 89.6% を占めた。6 つの沿海都市において、大連、葫蘆島海域のすべてが、一類と二類の海水で、水質は「優良」であった。丹東海域は、一類海水が主で、水質はやや良く、錦州海域では、三類と四類海水が主で、水質の汚染程度は軽度から重度であった。營口海域は、四類と劣四類の海水が主で、水質の汚染程度は、軽度から重度であった。盤錦海域はすべてが、劣四類の海水であり、水質の汚染程度は重度であった。

(四) 騒音環境質

各都市では、4 類の機能区の夜間騒音が基準を超える状況が比較的突出しており、基準を超えた数値を平均すると 3.8 デシベルとなり、夜間の交通幹線道路両側地域における騒音が基準を超えたという点が、都市の騒音環境の主な問題点である。

(五) 生態環境質

省全体における 57 の市と県において、生態環境質が「優」であったのが 20 箇所、面積で見れば、省全体の総面積の 43.6% を占めた。生態環境質が「良」は、25 箇所、その面積は 35.5% を占めた。生態環境質が「一般」は、12 箇所、面積は 20.9% を占めた。

二、取り組みと行動

(一) 工業汚染対策

『遼寧省人民政府の、科学的な発展観を実行し環境保全を強化することに関する決定』を公

布し、『遼寧生態系環境保全「十 - 五」 訳注 計画』ならびに『「十 - 五」 訳注 環境保全能力構築計画』を立案した。これにより、主要汚染物質の総量の排出削減を強化した。

(二) 重点流域の水質汚染対策

『遼河流域の水質汚染対策計画 (2006 ~ 2010 年)』ならびに『渤海環境保全全体計画』を立案した。遼河流域の水質汚染対策に投じる専用資金を設けた。基準を超える企業や飲用水水源保護区における汚染物質の直接の排出口ならびに、パルプ製造企業に対しての専用検査項目を設けた。省全体では、33 の都市に汚水処理場があり、汚水処理率は 50% に達し、省全体の都市において、汚水処理場のオンラインモニタリング管理システムを構築した。

(三) 生態保護

『遼寧生態省建設計画概要』を立案し、SEPA (中国国家環境保護総局) から、当省は、全国農村の小康環境保全行動計画実施のモデル省に指定され、省政府は、『遼寧省農村小康環境保全行動計画実施案』を印刷配付し実施した。省全体で、土壤汚染状況調査を行い、モデル地区における土壤汚染調査のサンプリングと分析作業を完了した。

(四) 危険廃棄物管理

経営許可証制度を全面的に導入し、年間で 29 件、累計で 43 件の許可証を発行した。省全体における危険廃棄物早期警戒システムの構築を強化し、危険廃棄物管理情報システムならびに省全体における危険廃棄物エキスパートバンクを構築し、危険廃棄物による突発的な環境汚染事件に有効な対応した。

(五) 法に基づく、環境面での取り締まり

法による取り締まりを強化し、環境安全に関する大規模な検査、飲用水源の安全に関する専用対策ならびに生態環境に関する専用のモニタリングを実施した。省全体において、違法に汚染物質を排出する企業に対しての環境保全特別対策を集中的に実施した。また、都市全体計画、高速道路計画、開発区計画ならびにさまざまなテクノパーク計画環境アセスメントを実施し、「5 点 1 線」 訳注 沿海経済がもたらす開発戦略環境アセスメントを開始した。

(六) 環境科学技術と環境保全産業

『2006 ~ 2010 年、遼寧省環境保全産業「十 - 五」 訳注 計画』を立案した。遼寧省環境保全産業 (動脈) 園と遼寧省環境保全産業 (静脈) 園ならびに遼寧省環境保全科学園を建設する。

(七) 環境モニタリング

『「十 - 五」 訳注 遼寧省環境モニタリング計画』、『遼寧省環境モニタリング近代化発展計画』、『遼河流域水質環境モニタリング管理体系能力の構築案』、『鴨緑江流域の水質環境の早期警戒体系能力の構築案』ならびに『「十 - 五」 訳注 遼寧省沿岸海域における水質モニタリング能力構築計画』を立案した。

訳注：

「十 - 五」：第十次五カ年計画のことで、期間は 2001 年 ~ 2005 年までを指す。

「5 点 1 線」：遼寧省における対外開放の新戦略を指す。具体的には、渤海側の大連工業地帯、營口、錦州および黄海側の丹東、大連テクノパーク工業地区の 5 大地区、ならびに省全体を貫く沿海道路より成る。